

# 共済貯金に加入している皆さんへ 貯金現在高通知書をお届けします

9月上旬  
送付

共済貯金は、毎年3月1日と9月1日に半年分の決算利息を元金に繰り入れます。  
今回皆さんにお届けする「貯金現在高通知書」は、平成28年3月から平成28年8月までの積立額や払戻額、所得税控除後の利息などの明細や、平成28年9月1日現在の残高を記載していますのでご確認ください。



①残高が3,000万円を超えた方には、後日超過額を④の当組合登録口座へ送金します。

②半年複利です。

③「税率」所得税(国税)15.315%、地方税5%をそれぞれ税込利息額に乘じます。

④当組合に登録されているあなたの金融機関です。通帳をご確認のうえ、登録口座の変更が必要な場合は、共済組合員申告書を提出してください。

平成28年9月1日作成

**貯金現在高通知書**

共済貯金 の  
残高通知書をご送付申し上げますので、ご確認ください。

所属所名	◎◎◎市役所		
氏名	共済太郎様		
差引積立額 円	+	税込利息額 円	- 所得税額 円
1,000,000		172,481	35,039

税区分	28. 9. 1 の残高 円	=	28. 3. 1 の残高 円	+	
課税	21,262,656		20,125,214		

決算日	利率(%)	③税率(%)	非課税限度額(万円)
28. 8. 31	1.68	20.315	

現在登録されているあなたの振込先は下記の通りです。

銀行名	〇〇銀行		
支店名	本店営業部		
預金種目	普通預金	口座番号	9999999
名義人	共済太郎		

(所属所) 999 (証番号) - (部課署) 12345

(注)今期中の支出額が積立額より多い場合は、差引積立額がマイナスとなります。



(注)一部払戻しについて

9月に払戻しができる共済貯金額は、決算利息を含めない8月末残高が対象となります。

## 非課税貯蓄制度(マル優)のご案内 —障害者等の少額預金に係る利子所得—

共済貯金を含む預貯金や国債などの利子は、原則としてその支払いの際に分離課税により20.315%(国税15.315%・地方税5%)の税率で源泉徴収が行われます。ここでは、障害者等に該当する方へ「非課税貯蓄制度」をご案内します。

### ◆ 非課税貯蓄制度とは…

下記の条件を満たす方1人につき、貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子所得に課税される所得税(国税)と地方税が非課税となる制度です。

※銀行等で既に非課税貯蓄制度をご利用されている方は、限度額350万円を超えない範囲で申告できます。

### ◆ 非課税貯蓄制度を利用できる方とは…(一例)

- 身体障害者手帳等の交付を受けている方
  - 障害基礎(共済・厚生)年金などの障害を支給事由とする年金を受給している方<sup>(注)</sup>
  - 遺族基礎(共済・厚生)年金を受給している妻<sup>(注)</sup>
  - 児童扶養手当を受けている児童の母である方など
- (注)支給停止および支給終了の場合は該当になりません。



### 申告手続きについて

非課税貯蓄制度は、共済事務担当課をととしての申告となります。詳細については、当組合までお問い合わせください。

### 申告および廃止の該当日等

**【申請】** 毎月15日締切で、提出のあった月から適用となります。

**【廃止】** 不該当日の属する利子計算期間は全期間非課税扱いとなり、次の利子計算期間から課税されます。

お問い合わせ先 福利厚生課(厚生係) TEL 029-301-1412